

国際会計基準における特別目的事業体の連結基準

威 知 謙 豪

目 次

- はじめに
- I. 特別目的事業体の連結をめぐる会計問題
 - 1. 特別目的事業体の役割
 - 2. 特別目的事業体の連結問題
- II. 国際会計基準における特別目的事業体の連結基準
 - 1. 解釈指針書 SIC 第 12 号「連結—特別目的事業体」の公表に至る経緯
 - 2. 解釈指針書 SIC 第 12 号「連結—特別目的事業体」の考え方
 - 3. 資産の認識中止と特別目的事業体の連結とのコンフリクト
- III. 特別目的事業体の連結基準の改訂をめぐる議論
 - 1. 支配概念の再検討
 - 2. 特別目的事業体の連結に関する暫定的合意
- IV. 特別目的事業体の連結に関するディスクロージャー
おわりに

は じ め に

2001 年末に破綻したエンロン社にみられる特別目的事業体 (Special Purpose Entities: SPE) を連結除外とした会計問題は、国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS) を適用した場合には起きなかったという見方がある¹⁾。国際会計基準審議会 (International Accounting Standard Board: IASB)²⁾ は、IAS 第 27 号「連結財務諸表および子会社に対する投資の会計処理」³⁾ (以下、IAS 第 27 号) の解釈指針として、1998 年に解釈指針書 SIC 第 12 号「連結—SPE」⁴⁾ (以下、SIC 第 12 号) を公表しており、SPE への支配が存在する場合には連結しなければならないという原則を示し、SPE への支配の指標 (indicators) として、事業活動、意思決定、リスクおよび便益 (benefits)

1) 小宮山賢「SPE 問題と監査」『会計プロGRESS』第 3 号 (日本会計研究学会, 2002 年), 41 頁。

2) IASB は 2001 年に国際会計基準委員会 (International Accounting Standard Committee: IASC) を改組して設立された。文中では特に断りのない限り IASB と統一している。

3) IASB, IAS No. 27, *Consolidated Financial Statements and Accounting for Investment in Subsidiaries* (reformatted December, 2003). 日本公認会計士協会国際委員会訳, 国際会計基準第 27 号「連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理」『国際会計基準書 2001』(同文館, 2001 年)。

4) IASB, SIC No. 12, *Consolidation — Special Purpose Entities* (November 1998). 日本公認会計士協会国際委員会訳, 解釈指針書 SIC 第 12 号「連結—特別目的事業体」『国際会計基準書 2001』(同文館, 2001 年)。

を挙げている。一方、米国会計基準審議会（Financial Accounting Standard Board: FASB）は、1991年9月～2001年1月の間、SPEの連結に関する検討を重ねていたが、確定基準書（Statement of Financial Accounting Standard）としての公表には至らなかった⁵⁾。FASBはエンロン社の破綻を契機としてSPEの連結問題に関する審議を再開し、2003年1月にFASB解釈指針書第46号「変動持分事業体の連結—ARB第51号の解釈指針」⁶⁾（以下、FIN第46号）を公表した。FIN第46号は、SPE等の事業体に対する新たな連結範囲の決定基準として変動持分事業体（Variable Interest Entities）という事業体の概念を定義し、事業体のリスクと経済価値に基づいた連結範囲の決定基準を導入している。FIN第46号では変動持分の測定にあたって詳細な計算方法を例示しているのに対し、SIC第12号は取引の実質を判断するという原則を示したうえで事業活動・意思決定・便益・リスクの4つの指標を挙げているが、いずれの会計基準においてもSPEのリスクと経済価値（IASBでは便益）に着目した連結範囲の決定基準が導入されている。

わが国におけるSPEの連結に関する取扱いは、資産流動化法上の特定目的会社および特定目的会社に類似する事業体を除き、日本公認会計士協会が公表した実務指針「連結財務諸表における子会社の範囲等に関するQ & A」（2000年12月、最終改正2002年4月）により、SPEの権利義務ならびに損益等が実質的に譲渡人に帰属すると認められる場合には当該SPEを連結することが求められている。しかしながら、この取扱いは金融機関・弁護士等がSPE等に全部またはその大部分を出資し、SPEへ譲渡した資産の譲渡人は当該SPEへの出資を行っていないか、または出資を行っていても15%未満である状況を前提とした、SPEへ資産を譲渡した者（譲渡人）の連結判断に限定した指針であり（Q & A13（1））、リスクと経済価値に基づく連結判断は限定的な取扱いといえる。日本公認会計士協会がエンロン社の不正会計事件を契機に公表した「特別目的会社（SPC）に関する調査結果報告」（2002年12月）では、明らかに経済的合理性のない異常なSPCの利用はなかったと報告しているが、わが国の連結基準においても「支配力に基づかない連結範囲の決定基準を検討する必要がある」と提言している。また、わが国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会は、2002年4月よりSPEの会計に関するプロジェクト・チームを立ち上げ、SPEの連結基準について米国会計基準・国際会計基準との比較を通じて検討を始めている⁷⁾。しかしながら、2003年2月に開催された企業会計基準委員会（ASBJ）のテーマ協議会においてSPEの会計処理を取り扱うことが一部の委員から提案されたものの、現時点で新たに提言するレベルにないと判断され、2004

5) FIN第46号公表以前のSPEの連結に関するFASBの議論は、拙稿「資産の流動化と米国における特別目的事業体の連結」『京都マネジメント・レビュー』第6号（京都産業大学マネジメント研究会、2004年12月）、120-122頁を参照。

6) FASB, FASB Interpretation No. 46, *Consolidation of Variable Interest Entities — an Interpretation of ARB No. 51* (January, 2003, revised December, 2003).

7) 新日本監査法人「企業会計基準委員会の活動について西川郁生副委員長に聞く 第2回：企業会計基準委員会の審議テーマとその動向」（2003年10月14日）。<<http://www.shinnihon.or.jp/column/pickup12.html>>（2005年2月28日最終アクセス）。

年6月に開催されたテーマ協議会の審議においてもSPEの連結を取り上げることが提案されたが、現時点では未だ新たなテーマとして提言されていない⁸⁾。このように、わが国ではSPEの連結問題の議論は進展しておらず、今後の方針は定まっていない状況である。

そこで本稿では、SPEの連結に関する会計基準について、わが国の今後のあり方を検討することを念頭におき、国際会計基準における現行のSPE連結基準であるSIC第12号とその公表に至る経緯を検討する。ここでは、資産の認識中止とSPEの連結間のコンフリクトの問題を加えている。次いで、現在IASBが検討しているSPEを含む包括的な連結基準をめぐる議論を概観し、SPEの連結に関する議論について検討する。

I. 特別目的事業体の連結をめぐる会計問題

1. 特別目的事業体の役割

SPEとは一般に、「設立時の法的な文書に列挙されている特定の事業を成し遂げるために設立される信託、株式会社、リミテッド・パートナーシップや他の法的な事業体であり、スポンサー（SPEを設立する企業やSPEの設立に関わるその他の企業）の倒産から債権者を隔離する一方で、スポンサーの資金調達および流動性を提供する目的で設立される事業体」⁹⁾と定義される。具体的には、SPEは資産の証券化（securitization）やセール・アンド・リースバック（sale and lease back）取引などの目的のために設立され、SPEは、企業が保有する資産を保有し、その移転した資産が将来生み出すキャッシュ・フローを原資として支払を行う証券である資産担保証券（Asset Backed Securities: ABS）を発行する役割を担う¹⁰⁾。

これらの目的のために設立されるSPEは、多くの場合、資産の認識中止（derecognition）を図って取引全体の仕組みが組成され、その際、オリジネーターが（1）SPEへ譲渡した資産を会計上認識中止すること、および（2）SPEを連結が連結範囲に含まれないことが求められる。これら（1）、（2）の目的を達成するため、SPEは通常、その活動と意思決定の大半が設立時における決定に基づいて制限され、実質的に意思決定機関が機能しないように組成される。また、持分投資家による投資割合が極めて低いという特徴を持っている¹¹⁾。

8) 企業会計基準委員会「第4回テーマ協議会の議事概要について」<http://www.asb.or.jp/j_theme_advisory/minutes/20030207.html>、「第7回テーマ協議会の議事概要について」<http://www.asb.or.jp/j_theme_advisory/minutes/20040617.html>（2005年2月28日最終アクセス）。

9) Holtzman, M. P., Venuti, E. & Fonfeder, R., “Enron and the Raptors” *CPA Journal* Vol. 73(4) (April, 2003), p. 26.

10) 藤井則彦『財務管理と会計—基礎と応用—（第2版）』（中央経済社、2003年）、129–131頁。

11) Statement of Sir David Tweedie Chairman of the International Accounting Standards Board before the US Senate Committee on Banking, Housing and Urban Affairs of the United State Senate Washington, D.C.(February 14, 2002)., pp. 8–9.

表1 議決権の過半数を所有しない場合であっても支配が存在する状況

-
- (1) 他の投資家との契約によって、議決権の過半数を支配する力を有する場合。
 - (2) 法令または契約によって、企業の財務および営業方針を左右する力を有する場合。
 - (3) 取締役会（同等の経営機関）の構成員の過半数を、選任または解任する力を有する場合。
 - (4) 取締役会または同等の経営機関の会議において、過半数の投票権を有する場合。
-

(出所：IASB, IAS No. 27, *Consolidated and Separate Financial Statements* (Revised December, 2003), par. 12. 日本公認会計士協会国際委員会訳, 国際会計基準第27号「国際会計基準第27号」『国際会計基準書2001』(同文館, 2001年)に基づいて作成)

2. 特別目的事業体の連結問題

事業体の連結範囲の決定に関する原則的な会計基準として、IASBは、IAS第27号を公表しており、連結範囲の決定にあたり支配力基準を導入している。IAS第27号では、連結における支配を「企業活動からの便益を得るために、その企業の財務および経営方針を左右する力」(IAS27, par. 6)と定義し、議決権の過半数を所有することに加えて議決権の過半数を所有しない場合であっても支配が存在する状況を示している (IAS27, par. 12) [表1]。

このように、IAS第27号において連結範囲を決定する基礎となる支配とは「意思決定機関に対する支配」を指している¹²⁾。しかしながら、実質的に意思決定機関が存在しないように組成されるSPEの連結について、事業体の意思決定機関への支配に基づく連結範囲の決定基準をSPE連結の判断に用いることは困難であり、ここにSPEの連結をめぐる根本的な問題がある。

II. 国際会計基準における特別目的事業体の連結基準

1. 解釈指針書 SIC 第12号「連結—特別目的事業体」の公表に至る経緯

IASBの前身である国際会計基準委員会 (International Accounting Standard Committee: IASC) では、IASの解釈指針を作成する組織である解釈委員会 (Standing Interpretations Committee: SIC) がSPEの連結問題を検討する役割を担った。

SPEの連結問題は、1997年10月に開催された解釈委員会会議 (以下、SIC会議) で初めて議論された。この会議では、証券化やリースの際に用いられるSPEの利用パターンが紹介され、IAS第27号第6項の支配の定義や12項に示されている事業体への支配の支配が存在する状況との関係や、当時進行中であった金融商品プロジェクトにおける金融資産の認識中止の要件との関係が取り上げられている (後述)¹³⁾。

SPEの連結に関する具体的な検討は、1998年1月に開催されたSIC会議で取り上げられた。こ

12) 金子良太「ゼロ連結における支配力基準の意義」『会計』第164巻第3号 (森山書店, 2003年9月), 67-73頁。

13) 小宮山賢「IASC 解釈委員会 (パリ会議) 報告」『JICPA ジャーナル』第511号 (第一法規, 1998年2月), 55頁。

表2 SPE への支配を示す指標

事業活動	実質的に、SPE の事業活動が企業の営業上の特定のニーズに従ってその企業のために行われ、それにより企業は SPE の事業活動から便益を得ている場合。
意思決定	実質的に、企業は SPE の事業活動の便益の大半を獲得するための意思決定権限を保有し、又はオートパイロットの仕組みを設定することによって企業はこの意思決定の権限を委託している場合。
便益	実質的に、企業は SPE の便益の大半を獲得する権利をもつゆえに SPE の事業活動に伴うリスクにさらされている場合。
リスク	実質的に、その企業は、SPE の事業活動からの便益を得るために、SPE 又はその資産に関連した残余価値又は所有者リスクの大半を負っている場合。

(出所：IASB, SIC No. 12, Consolidation — Special Purpose Entities (November, 1998), par. 10. 日本公認会計士協会国際委員会訳、解釈指針書 SIC 第 12 号「連結—特別目的事業体」『国際会計基準書 2001』(同文館, 2001 年)に基づいて作成)

ここでは研究開発に用いられる SPE についての例が示され、(1) スポンサーが連結する、(2) 持分の過半数を所有する企業が存在する場合にはその企業が連結する、(3) 支配の事実により連結する、等のさまざまな見解が示された¹⁴⁾。これらの検討を基に、1998 年 4 月および 1998 年 10 月の SIC 会議において SPE への支配を示す状況について検討が進められ、解釈指針書公開草案「D-12 SPE の連結」(以下、解釈指針書公開草案)が公表された¹⁵⁾。

2. 解釈指針書 SIC 第 12 号「連結—特別目的事業体」の考え方

解釈指針書公開草案は、1998 年 11 月に開催された IASB 会議において承認され、解釈指針書 SIC 第 12 号「連結—SPE」として公表された。SIC 第 12 号は、IAS 第 27 号では SPE の連結の判断に関して明確な指針を示していないことを挙げ (SIC12, par. 4)、その上で、実質的に SPE が企業によって支配されていることを示す場合には企業は当該 SPE を連結しなければならないとしている (SIC12, par. 8)。また SIC 第 12 号は、IAS 第 27 号で述べられている状況に加えて、企業が SPE を支配しており SPE を連結しなければならない状況を表す指標として、事業活動、意思決定、便益およびリスクを挙げている (SIC12, par. 10) [表 2]。さらに、同号の付録では SPE への支配を示す前述の 4 つの状況についての具体例が示されている [表 3]。

これら 4 つの指標のうち、SPE からの便益を享受していることや SPE のリスクを負担していることが当該 SPE を支配している状況を示すとしていることは、従来の連結範囲の決定基準としての支配、つまり事業体の意思決定機関への支配に、資産に対する支配の考え方 (資産の認識中止の考え方) の 1 つであるリスク・経済価値アプローチ的な考え方を取り入れたものと考えられることができる。

14) 小宮山賢「IASC 解釈委員会 (ロンドン会議) 報告」『JICPA ジャーナル』第 512 号 (第一法規, 1998 年 3 月), 105-106 頁。

15) 公開草案の内容は、後述する SIC 第 12 号「連結—SPE」とほぼ同一の内容である。

表3 SPE への支配を示す指標の具体例

指標	具体例
事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・SPE が、主として、ある企業に対する長期資本の源泉の提供、または企業の主要な事業を支えるための資金の調達を業務としている場合。 ・SPE が企業の現行の主要な又は中心的な事業に対応した商品やサービスを適用しており、SPE が存在しなければ企業がそれらを提供しなければならない場合。
意思決定	<ul style="list-style-type: none"> ・一方的にSPEを解散する権利する権限を有している場合。 ・SPEの設立要綱または定款を変更する権限を有している場合。 ・SPEの設立要綱または定款を変更する提案を拒否する権利を有している場合。
便益	<ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フロー、収益、純資産またはその他の経済的便益の形で、事業体によって配分される経済的便益の大部分を得る権利を有している場合。 ・残余配分またはSPEの清算時における残余持分の大部分を得る権利を有している場合。
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・資本拠出者がSPEの純資産に対して重要な持分を有していない場合。 ・資本拠出者がSPEの将来の経済的利益に対して権利を有していない場合。 ・資本拠出者がSPEの純資産または事業活動に固有のリスクに実質的にさらされていない場合。 ・実質的に資本拠出者が、負債または株主持分を通じて得るものと同様のリターンを資金提供者が享受している場合。

(出所：IASB, SIC No. 12, Consolidation — Special Purpose Entities (November, 1998), Appendix (a)~(d). 日本公認会計士協会国際委員会訳, 解釈指針書 SIC 第12号「連結—特別目的事業体」『国際会計基準書2001』(同文館, 2001年)に基づいて作成)

3. 資産の認識中止と特別目的事業体の連結とのコンフリクト

IAS第39号に基づいて資産(金融資産)の認識を中止したにもかかわらず、資産の譲受人であるSPEが連結となった場合、結果として資産の認識中止の意図が果たされないことが指摘されている¹⁶⁾。

IASBは金融資産の認識中止とSPE連結の問題について、1998年12月に公表したIAS第39号「金融商品：認識および測定」(以下、改訂前IAS第39号)¹⁷⁾において取り上げており、ここでは、SPEへ金融資産を譲渡した譲渡人が当該資産を認識中止したにもかかわらず、ある場合には、その譲渡人はIAS第27号並びにSIC第12号に従って、そのSPEを連結するように要求されることがあり得るとしている(改訂前IAS39, par. 41 & footnote) [図1]。

このSIC第12号とIAS第39号との間のコンフリクトは、SIC第12号としてIASBが正式に公表する以前の解釈指針書公開草案の検討時点でも取り上げられていた。解釈指針書公開草案の公表後に開催された1998年10月のSIC会議では、解釈指針書公開草案に対する主なコメントとして、(1)「リスクと経済的価値」の考え方と「支配」の考え方を混同していないか、(2)公開草案E62(後のIAS第39号)の金融資産の認識中止の考え方との関係はどうか、(3)金融資産の認識中止と連

16) 例えば、Mannix, M., “Accounting rule-makers struggle with securitization puzzle” *International Financial Law Review*, Vol. 21(11), (November, 2002), p. 6.

17) IASB, IAS No. 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement* (December, 1998). 日本公認会計士協会国際委員会訳「金融商品：認識および測定」『国際会計基準書2001』(同文館, 2001)。

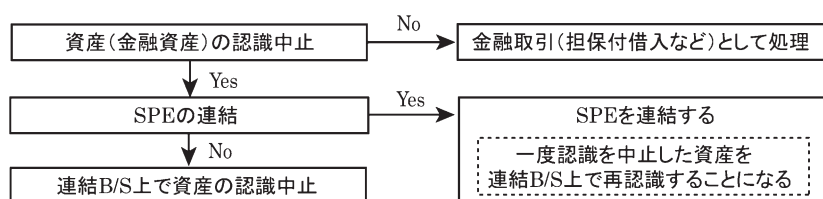


図1 資産の認識中止とSPE連結の関係（改訂前IAS第39号とSIC第12号）

（出所：IASB, IAS No. 39, *Financial Instrument: Recognition and Measurement* (December, 1998), par. 41. 日本公認会計士協会国際委員会訳, 国際会計基準第39号「金融商品：認識および測定」『国際会計基準書2001』（同文館, 2001年）に基づいて作成）

結の問題は別個の2つの問題かそれとも同時に解決すべき問題か、が挙げられた¹⁸⁾。これらのコメントに対し、解釈委員会は金融資産の認識中止の問題と連結の問題は別々の会計問題として考えることを主張した¹⁹⁾。

前述のとおり、解釈指針書公開草案は1998年11月に開催されたIASB会議において承認されることとなったが、解釈指針書公開草案の採用可否の採決にあたり、ここでも金融資産の認識中止の問題と関連する各国の主張が以下のとおり述べられている。

「日本公認会計士協会としては、委員会案に示された支配力を基準としてSPEも連結に取り入れるべきであるという考えの基本は指示するも、金融資産の証券化における認識中止の基準と関連して、1998年6月付け原案に示された考えだけでは、SPEに譲渡されたとして一度認識中止された金融商品がSPEの連結によって再び連結財務諸表上資産として計上されるということとなり、論理矛盾を生ずるからSIC第12号を出すことを保留すべきと提案していた。日本の指摘した問題点と同様のポイントを指摘したのはドイツと米国であり、米国はSPEの問題は非常に複雑であり慎重に検討すべきであると主張した。採決は2度行われ、最初は支持11票、反対（日本を含む）4票、棄権1票であった。この結果一旦この案は廃案になりかけたが、その後改めて議論を行って採決を行った結果、フランスが支持に廻ったことにより2度目は支持12票、反対（カナダ及び米国）2票、棄権（日本を含む）2票となりかろうじて支持され発行されることとなった」²⁰⁾。

金融資産の認識中止の問題と連結の問題は別のものであるというIASBの考え方は、IAS第39号の適用指針を公表することを目的として設立された適用指針委員会（Implementation Guidance Committee: ICG）が公表するIAS第39号適用指針（IAS 39 Implementation Guidance: IG）²¹⁾にて

18) 小宮山賢「IASC 解釈委員会（第7回ロンドン会議）報告」『JICPA ジャーナル』第522号（第一法規, 1999年1月）、78頁。

19) 同上。

20) 山崎彰三・山田辰巳「国際会計基準委員会（IASC）理事会報告（チューリッヒ会議）」『JICPA ジャーナル』第523号（第一法規, 1999年2月）、78-79頁。

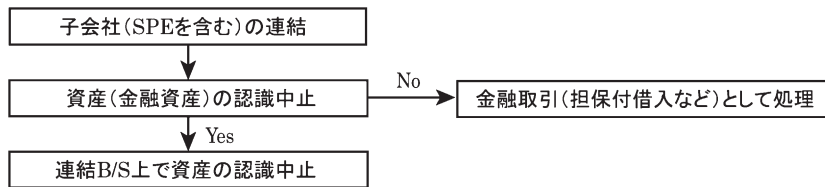


図2 資産の認識中止と SPE 連結の関係（改訂 IAS 第 39 号と SIC 第 12 号）

（出所：IASB, IAS No. 39, *Financial Instrument: Recognition and Measurement* (Revised, 2003), par. 15 and IAS No. 39 Application Guidance (2003), par. 36. に基づいて作成）

示され、ここでは、売掛債権証券化の際に組成される SPE へ譲渡した資産の認識中止についての指針を提供するとともに、SPE の連結問題は IAS 第 27 号および SIC 第 12 号で検討されるものと指示している（IAS 39 IG, Question 41-1）。

IGC によって IAS 第 39 号適用指針が公表された後、IAS 第 39 号は 2000 年 10 月に限定的に改訂され、この改訂の際にパラグラフ 41 脚注の但し書きは削除されている。しかし、ここでは、金融資産の認識中止の問題と連結の問題は別のものであるという IASB の考え方は明らかにされているものの、資産を譲渡人である SPE が連結範囲に含まれることとなった場合、認識中止した金融資産を再びオン・バランスすることが要求されるという基準間のコンフリクトは解決されていない。

その後 2003 年 12 月に改訂された IAS 第 39 号（以下、改訂 IAS 第 39 号）では、資産の認識中止に関して再検討され、パススルー・アレンジメントに用いられる SPE へ資産を譲渡とした際の資産の認識中止にあたって、リスク・経済価値アプローチ（risk and rewards approach）と支配アプローチ（control approach）の適用順序の問題を明確にするという観点から SPE の連結問題が取り上げられている。

IAS 第 39 号は金融資産・金融負債の認識と測定に関する会計基準であり、連結に関する基準書ではない。しかしながら、改訂 IAS 第 39 号本文および同号の適用指針（Application Guidance: AG）によれば、まず SPE を含むすべての子会社を連結し、次いで資産の認識中止に関する検討をすることを要求している（改訂 IAS39, par. 15 & AG, par. 36）〔図 2〕。つまり、改訂 IAS 第 39 号では支配が存在する SPE を連結したうえで、連結範囲外の事業体や投資家に対して資産が譲渡された場合に当該資産の認識中止をするという考え方を示しており、連結の問題と資産の認識中止の問題は別のものでした SIC や IASB の考え方が明確化され、IAS 第 39 号と IAS 第 27 号および SIC 第 12 号との間のコンフリクトが解消されている。

21) IAS 39 Implementation Guidance Committee, *IAS 39 Implementation Guidance: Questions and Answers* (as of January 1, 2003).

Ⅲ. 特別目的事業体の連結基準の改訂をめぐる議論

1. 支配概念の再検討

SPE 連結基準の改訂はプロジェクト「連結（SPE を含む）」²²⁾（以下、本プロジェクト）において検討されている。本プロジェクトは、連結範囲の判断基準に関するプロジェクトであり、SPE を含むすべての事業体をその対象としている。本プロジェクトは、2001年7月に開催されたIASB が検討する議題について助言・提案する役割を担う組織である基準諮問会議（Standard Advisory Council: SAC）においてIASBの検討課題（agenda）とすることが提案され、2002年4月のIASB 会議にて将来の検討課題として挙げられている²³⁾。

本プロジェクトは2002年7月のIASB 会議より検討が始められたが、それに先立って、2002年5月に開催されたIASB とリエゾン国の会議において英国が作成した資料に基づいて議論が行われた。ここでは、支配概念とその適用に関する問題とSPEの連結問題が取り上げられ、支配概念とその適用に関する議論では、連結原則の基礎として経済的単一体概念に基づくことが提案され、SPE を含むすべての事業体に対してこの原則が適用されるとしている²⁴⁾。そしてこの原則を適用するために、(1) それぞれの当事者にとっての経済的な成果を評価すべきであること、(2) 支配は、営業上及び財務上の政策を行使できる能力と便益を獲得できる能力の双方であること、(3) 強制力のある権利は支配の基礎をなすこと、(4) 行使する政策があらかじめ決定されているような場合、便益を獲得できる能力とさらされるリスクは特に重要な要素となること、(5) 支配の存在は、現在行使可能な権利を反映して評価すべきであること、が提案され、英国はこれら(1)～(5)の原則は、SPEの連結にあたっても目的適格的であるとし、支配を判断するためには便益とリスクに着目する方法が考えられると主張した²⁵⁾。

IASB は、2002年7月から本プロジェクトの審議に取り掛かり、SPE を含むすべての事業体の連結にあたって支配を連結の基礎とすべきであることを暫定的に合意し、2002年10月のIASB 会議ではSPEの連結に関する検討がさらに進められた（SPEの連結に関する議論は後述）²⁶⁾。その後、2003年6月に本プロジェクトを正式にIASBで着手することを決定し、その際、まずSPE以外の事業体の支配概念について考察し、SPEを連結すべき状況については合意された支配概念に基づいて検討することを決定した²⁷⁾。そのため、SPEの連結問題の検討は一時的に中止され、一般の

22) IASB, IASB Active Projects, *Consolidation (including special purpose entities)*.

23) Deloitte touché Tohmatsu, *IASB AGENDA PROJECT, Consolidation Including Special Purpose Entities*. < <http://www.iasplus.com/agenda/consol.htm> > (2005年2月28日最終アクセス).

24) 秋葉賢一「リエゾン国会議報告（第4回）（IASBと各国会計基準設定主体との会議）」『JICPA ジャーナル』第565号（第一法規，2002年8月）54-55頁.

25) 同上.

26) IASB, IASB Project Summary, *Consolidation (including special purpose entities)* (Last revised May 31,2004), pp. 6-7.

表4 支配概念が満たす必要がある3つの要件

パワー規準	戦略的決定を行い、営業・財務における方針・戦略を指示する能力
ベネフィット規準	便益を入手する能力
リンク	上記の力を便益の増大、保護、維持のために利用する力があること

(出所：IASB, IASB Project Summary, *Consolidation (including special purpose entities)* (Revised, November 23, 2004), par. 8. に基づいて作成)

事業体に適用する支配概念に関する議論が主に進められることとなった。

これまでの議論でIASBは、本プロジェクトの基本原則として「連結は、あたかも単一の経済的な実体であるように事業体の報告をするという原則によるべきであり、事業体が支配する資産を認識することが究極的な目的である」とし、連結における支配とは事業体に対する支配ではなく、資産に対する支配とすることを暫定的に合意している²⁸⁾。そしてIASBは、この原則に基づく支配を「便益を入手するため、増大させるため、維持するため、もしくはそれらの便益を保護するために、事業体の戦略的な財務と経営方針を指示する能力」と定義し、支配は、(1) パワー規準 (Power Criterion)、(2) ベネフィット規準 (Benefit Criterion)、および (3) これらの能力を便益の増大、維持、保護のために利用できる力があること (2004年3月まではリンク (The Link) と表現されていた)、の3つの要件を満たす必要があると暫定的に合意している²⁹⁾ [表4]。なお、IASBは資産に対する支配を連結における支配とするという原則を示しているものの、企業の戦略的決定を行い、営業・財務における方針・戦略を指示する能力 (パワー規準) を示しており、事業体に対する支配に基づく連結範囲の決定基準を排除しているわけではない。

本プロジェクトは、これまで9回の審議が重ねられ、約2年半に渡って議論が続いている。2004年11月のIASB会議では、これまでの議論で一般に適用される支配概念 (SPE以外の事業体に対する支配概念) に関する審議はほぼ終了していることから、今後は一般に適用される支配概念を組み込んだ公開草案の検討に入るとしている³⁰⁾。今後公表される公開草案には一般に適用される支配概念に関するこれまでの合意内容が盛り込むことが優先され、2005年中頃にIAS第27号の修正案としての公開草案の公表が予定されている³¹⁾。

2. 特別目的事業体の連結に関する暫定的合意

IAS第27号およびSIC第12号の改訂をめぐるプロジェクトでは、SPEを含む全ての事業体の連結について現在検討を続けている支配概念に基づく「単一の連結基準」によって判断するとしている。

27) *Ibid.*

28) IASB, IASB Project Summary, *Consolidation (including special purpose entities)* (Revised November 23, 2004), par. 7.

29) *Ibid.*, par. 8.

30) *Ibid.*, par. 5.

31) *Ibid.*, pars. 5-6.

プロジェクトでは、主に SPE 以外の一般の事業体の連結に関する議論が進められ、SPE の問題の詳細な検討は行われていないが、2002 年 6 月および同年 10 月の IASB 会議において SPE の連結に関する初期の議論が行われ、以下 (1) ~ (5) の事項が暫定的に合意されている³²⁾。

- (1) 支配は、SPE 連結のための基礎とすべきである。しかしながら、(企業の) 政策決定をする能力が欠如している場合において、支配は、他の手段(方法)で判断されなければならない。
- (2) SPE の連結のための基準は、他の事業体を連結するための基準に対して一貫性があるようにすべきである。
- (3) 期待損失の変動の大部分にさらされている SPE の持分保有者は、SPE でない事業体の過半数持分保有者と非常に類似している(そのような持分保有者は、たいていの場合 SPE を連結すべきである)。
- (4) この原則を適用することで、結果的に連結されない SPE をもたらす可能性がある。
- (5) 特定のタイプの取引(例えば、証券化)であることを根拠に、連結からの特定の例外があるべきでない。SPE の連結の際の状況でも、原則ベースであるべきである。

2003 年 12 月の IASB 会議では、SPE 以外の事業体に対して暫定的に合意された支配基準の要件の 1 つであるパワー規準が SPE の連結判断に適切であるかどうかを検討され、原則として、SPE の戦略的な営業および財政方針の事前決定に関与する唯一の事業体はパワー基準を満たすことが合意された。しかしながら、SPE の事業活動や財政方針があらかじめ決定されているために当該 SPE はパワー規準を満たさないことも考えられ、その際には、事業体が SPE のリスク・エクスポージャーにさらされているか否かの指標や、SPE の事業活動が事業体の事業目的を促進するか否かの指標が、SPE の事業活動の事前決定に関与する事業体を特定することを支援する可能性があると主張している³³⁾。したがって、SPE の連結に関する IASB の考え方は現行の SIC 第 12 号の考え方とほぼ同様のものと考えることができる。

IASB は 2004 年 11 月に、一般に適用される支配概念(SPE 以外の事業体に適用される支配概念)の検討がほぼ終了していることから、今後は SPE の連結問題を検討するとしている。SPE の連結問題を検討するにあたり、これまでの審議で暫定的に合意された SPE 以外の事業体に適用される支配概念が、SPE に適合するかについて検討を進めることを合意しており、本プロジェクトにおける SPE の連結問題に関する本格的な議論が予定されている³⁴⁾。

32) IASB, IASB Project Summary, *Consolidation (including special purpose entities)* (Latest revision: October 7, 2003. Last Board Discussion: September 18, 2003), pp. 3-4.

33) IASB, IASB Project Summary, *Consolidation (including Special Purpose Entities)* (Revised November 23, 2004), par. 42.

34) *Ibid.*, par. 48.

表5 SIC第12号の適用による過年度連結財務諸表の調整表

連結貸借対照表の調整表 1999年12月31日

資産	
資産合計 (IAS第38号適用済)	225,946
固定満期投資	1,300
持分証券	-1,452
現金および現金同等物	202
未収投資収益	36
調整後の資産合計	226,032
負債および株主持分	
負債および株主持分合計 (IAS第38号適用済)	225,946
保険契約者の契約金およびその他のファンド	50
繰延法人所得税	6
その他の負債	19
未実現純額投資利益	-114
累積外貨換算調整額	-13
利益剰余金	138
調整後の負債および株主持分合計	226,032

(単位: 100万USドル)

連結損益計算書の修正表 1999年12月31日

純利益 (IAS第38号適用済)	3,221
純投資収益	-44
純キャピタル・ゲイン	158
保険契約者への配当金および参加型社債の利払	-42
法人所得税	-29
再測定後の純利益	3,264

(単位: 100万USドル)

(出所: Zurich Financial Services Group, *Annual Report 2000*, p. 49. table 2.2. を基に作成)

IV. 特別目的事業体の連結に関するディスクロージャー

1998年11月に公表されたSIC第12号は、2000年1月以降から開始される会計年度よりその適用が要求されている。チューリッヒ・フィナンシャル・サービス・グループ社 (Zurich Financial Services Group) の2000年度のアニュアル・レポートによれば、SIC第12号の適用によって、同社のグループ下の生命保険会社、損害保険会社および再保険会社に保有されている複数の投資ファンドと、同じくグループ下のチューリッヒ・キャピタル・マーケット社 (Zurich Capital Markets Inc.) によって設立された複数のSPEを連結するという結果をもたらしたと報告されている³⁵⁾。

35) Zurich Financial Service Group, *Annual Report 2000* (March, 2001), p. 48.

SIC 第 12 号の適用による SPE 連結の影響は連結財務諸表の注記に記載されており、IAS 第 8 号に従って過年度 (1999 年度) の連結財務諸表の調整表が示されている [表 5]。この調整表によれば、SIC 第 12 号の適用に伴って、同社の 1999 年度の連結貸借対照表では、総資産は 86 百万ドル (約 0.04%) 増加し、連結損益計算書では、当期利益は 43 百万ドル (約 1.33%) 増加している³⁶⁾。なお、SPE への支配の状況に関する情報や SPE の設立目的などの情報は記載されていない。

2005 年より EU の上場企業約 7 千社のほか、オーストラリア、カナダなどが国際会計基準の採用を予定している。例えば、オーストラリア・コモンウェルス銀行 (Commonwealth Bank of Australia) が 2005 年 2 月に公表した 2004 年 12 月期中間決算報告書 (Profit Announcement) によれば、IAS (IFRS) に基づいてこれまで連結範囲外であった SPE を新たに連結することにより、総額で 87 億ドルの資産・負債が増加する見込みであることを公表しており³⁷⁾、各国の国際会計基準の初度適用において同行のように SPE の連結が要求されるケースが多く予想される。

お わ り に

本稿では、SIC が検討し IASC (当時) が公表した国際会計基準における現行の SPE の連結基準である SIC 第 12 号とその公表に至る経緯、および現在 IASB が検討している SPE を含む包括的な連結基準をめぐる議論について検討した。

SPE 連結の判断にあたり、現行の国際会計基準では IAS 第 27 号に示されている意思決定機関への支配に加えて、同号の解釈指針である SIC 第 12 号により SPE への支配が存在する指標としてリスクと便益に基づく連結範囲の決定基準が導入されている。また、IAS 第 39 号で指摘されていた「SPE へ金融資産を譲渡した譲渡人が当該資産を認識中止したにもかかわらず、ある場合には、その譲渡人は IAS 第 27 号並びに SIC 第 12 号に従って、その SPE を連結するように要求されることがあり得る」という基準間のコンフリクトは、まず SPE の連結を検討し、次いで資産の認識中止の検討をすとした IAS 第 39 号の限定的な改訂の際に解消されており、資産の認識中止と連結の問題は別個のものとした IASB の考え方が明確に示されている。

SPE を含む包括的な連結基準について現在 IASB が審議を重ねているプロジェクト「連結 (SPE を含む)」では、連結における支配を資産に対する支配とすることを暫定的に合意しており、連結における新たな支配概念を満たす要件の 1 つにベネフィット規準 (便益を入手する能力) が挙げられており、さらに SPE の場合には SPE のリスクに関する検討が進められている。しかしながら支配概念を満たす第一の要件として、パワー規準 (戦略的決定を行い、営業・財務における方針・戦略を指示する能力) を挙げていることから、IASB は事業体の意思決定機関に対する支配 (企業に

36) *Ibid.*, p. 49.

37) Commonwealth bank of Australia, *Profit Announcement For the half year ended 31 December 2004* (February 9, 2005), p. 29.

対する支配)に基づく連結範囲の決定基準を放棄しているわけではない。このように、現在検討中の SPE を含むすべての事業体に対する包括的な連結基準は、従来の IAS 第 27 号における「意思決定機関に対する支配」に、SIC 第 12 号で示されている「リスク・便益」が取り込まれる形で、事業体の連結範囲の決定基準としての支配概念の新たな展開が見られる。言い換えれば、SIC 第 12 号が示す SPE の連結判断の指標は、事業体の意思決定機関に対する支配に基づく連結判断が困難であるという SPE の特徴を踏まえた SPE の経済的実態を反映した会計基準であると考えられる。

IAS と同様に、わが国会計基準においても支配力に基づく連結範囲の決定基準が既に導入されている。今後、事業体の意思決定機関への支配に基づく連結範囲の決定基準では連結の判断が困難である SPE などの事業体に対して、IAS における現行の SPE 連結基準である SIC 第 12 号や、審議中のプロジェクト「連結 (SPE を含む)」を検討し、わが国会計基準においてもリスクや便益によって支配の有無を判断する連結範囲の決定基準の検討を進める必要があると考える。

参 考 文 献

日本語の文献

- 秋葉賢一「リエゾン国会議報告(第4回)(IASBと各国会計基準設定主体との会議)『JICPA ジャーナル』第565号(第一法規,2002年8月),54-59頁。
- 今福愛志「新しい事業体と「エンティティ概念」『企業会計』第55号第8号(中央経済社,2003年8月),18-23頁。
- 萩 茂生『証券化と SPE 連結の会計処理』(中央経済社,2003年)。
- 金子良太「ゼロ連結における支配力基準の意義」『會計』第164巻第3号(森山書店,2003年9月),66-75頁。
- 企業会計基準委員会「第4回テーマ協議会の議事概要について」<http://www.asb.or.jp/j_theme_advisory/minutes/20030207.html>(2005年2月28日最終アクセス)。
- 企業会計基準委員会「第7回テーマ協議会の議事概要について」<http://www.asb.or.jp/j_theme_advisory/minutes/20040617.html>(2005年2月28日最終アクセス)。
- 久禮義継『流動化・証券化の会計と税務(第2版)』(中央経済社,2003年)。
- 小宮山賢「IASC 解釈委員会(パリ会議)報告」『JICPA ジャーナル』第511号(第一法規,1998年2月),53-56頁。
- 小宮山賢「IASC 解釈委員会(ロンドン会議)報告」『JICPA ジャーナル』512号(第一法規,1998年3月),104-106頁。
- 小宮山賢「IASC 解釈委員会(第7回ロンドン会議)報告」『JICPA ジャーナル』522号(第一法規,1999年1月),78-80頁。
- 小宮山賢「SPE 問題と監査」『会計プロGRESS』第3号(日本会計研究学会,2002年),31-44頁。
- 新日本監査法人「企業会計基準委員会の活動について西川郁生副委員長に聞く 第2回:企業会計基準委員会の審議テーマとその動向」(2003年10月14日)。<<http://www.shinnihon.or.jp/column/pickup12.html>>(2005年2月28日最終アクセス)。
- 日本公認会計士協会「特別目的会社(SPC)に関する調査結果報告」(2002年12月19日)。
- 藤井則彦『日本の会計と国際会計(増補第3版)』(中央経済社,1998年)。
- 藤井則彦『財務管理と会計-基礎と応用-(第2版)』(中央経済社,2003年)。
- 向伊知郎「連結範囲の拡大と変動持分事業体-支配概念を中心として」『JICPA ジャーナル』第589号(第一法規,2004年8月),44-49頁。
- ロアン エリザベス コーマン(Roanne Elizabeth Coman)「証券化における特別目的事業体の連結とディ

スクロージャーに関する国際比較』『JICPA ジャーナル』第 590 号（第一法規，2004 年 9 月），33 - 39 頁。
山地範明『連結会計の生成と発展（増補改訂版）』（中央経済社，2000 年）。
山地範明「FASB「変動持分事業体の連結」の考え方」『企業会計』第 55 巻第 8 号（中央経済社，2003 年 8 月），25 - 31 項。
山崎彰三・山田辰巳「国際会計基準委員会（IASB）理事会報告（チューリッヒ会議）」『JICPA ジャーナル』第 523 号（第一法規，1999 年 2 月），76 - 79 頁。
拙稿「資産の流動化と米国における特別目的事業体の連結基準」『京都マネジメント・レビュー』第 6 号（京都産業大学マネジメント研究会，2004 年 12 月），117 - 131 頁。

外国語の文献

Barnes, D. & Marshall, E., “The impact of international accounting on securitization deals” *International Financial Law Review; 2003 Structured Finance Yearbook*. (2003), pp. 7 - 10.
Commonwealth bank of Australia, *Profit Announcement For the half year ended 31 December 2004* (February 9, 2005).
Deloitte Touché Tohmatsu, *IASB AGENDA PROJECT Consolidation Including Special Purpose Entities* <<http://www.iasplus.com/agenda/consol.htm>> (2005 年 2 月 28 日最終アクセス).
FASB, FASB Interpretation No. 46, *Consolidation of Variable Interest Entities — an interpretation of ARB No. 51* (January, 2003. Revised December, 2003).
Holtzman, M. P., Venuti, E. & Fonfeder, R., “Enron and the Raptors” *CPA Journal* Vol. 73(4) (April, 2003), pp. 24 - 34.
IASB, *Decision Summaries (IASB update)* (December, 2003). <http://www.iasb.org/uploaded_files/documents/8_133_0312bdc.pdf> (2005 年 1 月 20 日最終アクセス).
IASB, IAS No. 27, *Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries* (Reformatted, 1994. Revised December, 2003). 日本公認会計士協会国際委員会訳「国際会計基準第 27 号」『国際会計基準書 2001』(同文館, 2001 年).
IASB, IAS No. 39, *Financial Instrument: Recognition and Measurement* (December, 1998). 日本公認会計士協会国際委員会訳「国際会計基準第 39 号」『国際会計基準書 2001』(同文館, 2001 年).
IASB, IAS No. 39, *Financial Instrument: Recognition and Measurement* (revised December, 2003).
IAS 39 Implementation Guidance Committee, *IAS 39 Implementation Guidance: Questions and Answers* (as of January 1, 2003).
IASB, SIC No. 12, *Consolidation — Special Purpose Entities* (November, 1998). 日本公認会計士協会国際委員会訳「解釈指針書 SIC 第 12 号」『国際会計基準書 2001』(同文館, 2001 年).
IASB, IASB Project Summary, *Consolidation (including special purpose entities)* (Latest revision: October 7, 2003. Latest Board discussion: September 18, 2003). <<http://www.iasb.org.uk/docs/projects/consolidation-ps.pdf>> (2003 年 10 月 31 日最終アクセス).
IASB, IASB Project Summary, *Consolidation (including special purpose entities)* (Latest revision: May 31, 2004. Date of last Board discussion: May 2004) <http://www.iasb.org/uploaded_files/documents/16_12_spe-ps.pdf> (2004 年 7 月 2 日最終アクセス).
IASB, IASB Project Summary, *Consolidation (including special purpose entities)* (Revised November 23, 2004). <http://www.iasb.org/uploaded_files/documents/16_12_Consolidation-ps.pdf> (2005 年 1 月 10 日最終アクセス).
Mannix, M. “Accounting rule-makers struggle with securitization puzzle” *International Financial Law Review*, Vol. 21(11) (November, 2002), pp. 5 - 6.
Statement of Sir David Tweedie Chairman of the International Accounting Standards Board before the US Senate Committee on Banking, Housing and Urban Affairs of the United States Senate Washington, D.C. (February 14, 2002).
Singer, D. “Market Innovation in Securitization and Structured Finance” in Fabozzi, J.F., *Assessing Capital Markets through Securitization*. Frank J. Fabozzi Associates (2001), pp. 1 - 11.
Zurich Financial Services Group, *Annual Report 2000* (March, 2001).

The Consolidated Financial Accounting Standards for Special Purpose Entities under the International Financial Reporting Standards

Norihide TAKECHI

ABSTRACT

The purpose of this paper is to consider consolidated accounting standards for Special Purpose Entities (SPEs) under the International Financial Reporting Standards. SIC No. 12, *Consolidation — Special Purpose Entities* is the current consolidation standard for SPEs. It provides the principle that an SPE shall be consolidated when the substance of relationship between an entity and SPE indicates that the SPE is controlled by that entity. Additionally, it provides four indicators: *Activities, Decision-making, Benefits and Risks* to identify the controller of SPEs. Furthermore, IASB has discussed the consolidation project which is to develop a new consolidated accounting standard to replace IAS No. 27 and SIC No. 12. The Board has incorporated indicators of SPE which are based on SIC No. 12 into the concept of control as it would apply generally in this project. There is no clear guideline for SPEs consolidation in Japan. SIC No.12 and the current arguments by the IASB would serve to achieve the consolidation guideline for SPEs in Japan.